

事業概要 質問への回答

No	頁	1	項目等	質問内容	回答
1	—	—	事業概要	事業概要書は10月1日の説明会で配布された資料という認識で正しいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	12～17	—	事業概要	事業概要説明会で配布された資料が白黒印刷の為、事業内容の事業主体の判読ができません。カラーのものをホームページに掲載いただけますでしょうか。	事業概要説明会での配布資料を市ホームページに掲載しました。
3	—	—	自転車駐車場業務及び放置自転車等撤去業務	自転車駐車場業務及び放置自転車等撤去業務において、現状の人員配置を教えてください。	現状の人員配置を、「資料11(維・運)各業務における現状の人員配置」に示します。 なお、この人員配置(人数含む)は、本市が仕様書で定めたものではなく、現業務受託者の提案によるものです。
4	—	—	自転車駐車場業務及び放置自転車等撤去業務	自転車駐車場業務及び放置自転車等撤去業務において、現状の管理予算及び支出項目毎の金額を過去3年分教えてください。	現行の施設運営状況となった平成28年度より5年間の歳出額・歳入額を、「資料7(維・運)市営自転車等に係る歳出額一覧」「資料8(維・運)市営自転車等駐車場に係る歳入額一覧表」に示します。

実施方針(案) 質問への回答

No	頁	1	1-1	1	1)	①	A)	項目等	質問内容	回答
1	3	1	1-1	(1)	1)			本施設	本施設の解体撤去は民間負担という認識で正しいでしょうか。	実施方針(案)で定義している本施設は西1・西2を指しますので、本事業における解体撤去は想定しておりません。本施設の敷地にある既存施設(西4、西9一時)の解体撤去業務は本事業で行います。
2	3	1	1-1	(1)	2)			運営対象施設	東2は現状のまま利用する(今回の事業とは別での運営)という認識で正しいでしょうか。また、本施設と管理システム等の整合を取る必要はないでしょうか。	前段:お見込みの通りです。 後段:東2における追加整備等の必要はございません。
3	3	1	1-1	(6)	2)			運営対象施設	臨時自転車駐車場の整備概要を教えてください。	臨時自転車駐車場1・2の整備概要を「資料13(維・運) 臨時自転車駐車場の整備概要」に示します。
4	4	1	1-1	(7)				事業予定地	西10については、市による解体撤去までの運営を対象とするという認識で正しいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	12	1	1-2	(2)				特定事業の選定	「事業者からの税収」とありますが、意味をご教示ください。地方税については、貴市に納税義務を持つ市内事業者が優位に働くということでしょうか。	前段:本事業では必須としておりませんが、SPCを設立する場合には、本市内に設立することを想定しており、その場合における事業者(SPC)からの税収を意味しています。 後段:前段の趣旨であり、ご指摘の意図はございません。
6	17	2	2-3	(2)				SPCの設立等	維持管理・運営業務においてSPCから直接業務受託可能なのは、代表企業及び構成企業のみと記載がありますが、協力企業(例えば自販機設置企業等)はSPCと直接契約を結ぶことはできないという認識でしょうか。代表企業・構成企業に限定する目的をご教示ください。	前段:お見込みの通りです。 後段:市では、維持管理業務や運営業務を総合的かつ統括的に実施する上での業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、協力企業ではなく代表企業・構成企業が実施することを期待しています。代表企業・構成企業が業務の一部を第三者に委託し実施させる場合には、代表企業・構成企業のマネジメントのもと、協力会社が当該業務を実施することを求める目的で、SPCから直接業務を受託できる者を代表企業・構成企業に限定しています。 ただし、運営業務のうち付帯事業のみを行う協力企業に限り、当該付帯事業の内容が「飲料等自動販売機」、「コインロッカー」、「広告物掲出」等、自転車等駐車場の運営ノウハウと密接に関わらないもの場合は、SPCと直接契約を結ぶことで構いません。なお、SPCを設立しない場合の付帯事業を行う協力企業は、市との直接契約はせず、運営企業(代表企業又は構成企業)との契約としてください。
7	17	2	2-3	(3)				参加資格要件	契約締結時までに競争入札資格を取得できる見込みがある場合は、設計・建設・工事監理・維持管理・運営の各業務を行う企業は、入札時に競争入札資格が無い場合も、指定された書類(①～⑦)の提出を入札時に行うことにより、入札に参加できると捉えて正しいでしょうか。	本市の競争入札参加資格を取得していない場合で、参加表明書、資格審査書類の受付時に、指定した書類(①～⑦)の提出があった場合には、本提案に参加することを認めます。(競争入札参加資格以外の要件は満たしていることが前提です)
8	18	2	2-3	(3)				参加資格要件	建設企業及びその関連企業は、工事監理業務を行うことができないと記載されていますが、建設企業以外の入札参加グループの企業が工事監理業務を行うことは可能という認識で間違いはないでしょうか。また、関連企業とは財務諸表等規則第8条5項に規定される関連会社という認識で正しいでしょうか。	前段:お見込みの通りです。 後段:実施方針における関連会社とは、資本面若しくは人事面において関連がある者をいいます。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいいます。
9	18	2	2-3	(3)	1)	d		設計業務を行う者	*1にて、立体駐輪場・立体駐車場が建物の一部に含まれる、もしくは併設する施設と記載がありますが、駐輪場は必ず複層からなる立体駐輪場でなければならないという認識で正しいでしょうか。	建物の一部に含まれる・併設される駐輪場・駐車場は、複数層に限りません。 また「立体駐輪場」には、いわゆる「二段式ラック」や「垂直昇降式ラック」のみの平面(平置き)駐輪場は含みません。
10	19	2	2-3	(3)	2)	d		建設業務を行う者	同種類似施設に脚注がついていませんが、これは1)と同じ制限があるという認識でしょうか。	お見込みの通りです。
11	19	2	2-3	(3)	3)	d		工事監理業務を行う者	同種類似施設に脚注がついていませんが、これは1)と同じ制限があるという認識でしょうか。	お見込みの通りです。
12	19	2	2-3	3	3)			工事監理業務を行う者	工事監理業務を行う者の参加資格要件の「d.」の要件が非常に高いと感じます。要件の変更を御願います。	ご意見として承ります。

実施方針(案) 質問への回答

No	頁	1	1-1	1	1)	①	A)	項目等	質問内容	回答
13	18・19	2	2-3	3	1)~5)			業務を行う者	各業務の要件において「平成17年(2005年)4月以降に・・・」とございますが、実績については官民間問わないの理解で宜しいでしょうか。	実績は官民を問いません。
14	21	2	2-3	(5)				参加資格要件の確認基準日	入札参加資格に関し、17ページ2-3(3)と齟齬がありますが、貴市の競争入札資格については契約締結時までに取得見込みがある場合は参加資格要件に適合するという認識で正しいでしょうか。	No.7をご参照下さい
15	22	2	2-5	(1)				提案等の審査	評価基準の詳細・配点基準等は公募時に開示されるという認識で正しいでしょうか。	入札公告時に提示します。
16	22	2	2-5	(2)				審査委員会の設置	審査委員会のメンバーについては公募時に公表されるという認識で正しいでしょうか。	入札公告時に提示します。
17	23	3	3-4	4	4)			モニタリングの結果	サービス水準を下回る場合のサービス対価の減額割合、算出方法をの基準をご教示下さい。	入札公告時に提示します。
18	28	4	4-2	(2)				臨時施設	臨時1・2については市で新たに設計・建設・維持管理・解体し、民間は解体までの運営のみ行うという認識で正しいでしょうか。また、移転時の利用者の変更手続き等は市と民間のどちらで行うことを想定されますでしょうか。	前段:お見込みの通りです。 後段:民間事業者が行うことを想定しています。
19	31	4	4-3					放置禁止区域・集積所	移動等に伴う権限等は市が保有し、市より委託を受け実施するという認識で正しいでしょうか(撤去そのものに関し何らかの争議となった場合の当事者とならないという認識で正しいでしょうか)。	権限についてはお見込みの通りです。 ただし、撤去や移動・保管時の車両の取り扱いに起因する争議(破損等)は、事業者が当事者となります。
20	35	資料1	NO24					リスク分担表	不可抗力リスクに関わる貴市と民間事業者の損害費用の負担割合についてご教示願います。	不可抗力により契約関係書類に基づく業務ができなくなったときは、書面による通知により、当該不可抗力により履行できなくなった義務を免れるものとし、契約の変更や追加費用等の負担等について協議するものとします。詳細は、入札公告時に提示します。
21	35	資料1						リスク分担表 26・46	貴市の負担として▲と記載されていますが、一定以上の物価変動等が発生した場合は、貴市と民間事業者でリスク分担するという認識で正しいでしょうか。	お見込みの通りです。
22	35	資料1						リスク分担表 41・42・43	地中障害(埋設物等)・土壌汚染については、事前に資料等が開示されるという認識で正しいでしょうか。また、既存施設については(プレハブ事務所等)については、アスベストの利用は無い当認識で正しいでしょうか。	前段:現時点で把握している地下埋設物等については、「設計及び建設・工事監理業務に係る要求水準書(案)」の「閲覧資料(設・建)2 事業予定地インフラ現況図」に示したものとなります。 土壌汚染については既往の調査結果等はなく、今後の公表もございません。 後段:プレハブ事務所等については、アスベストの利用はないものとお考え下さい。なお、リスク分担についてはリスク分担表のとおりです。
23	—							管理運営	本事業の施設において、ゲートシステムによる管理を想定した理由を教えてください。	東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画(平成30年3月策定)の「自転車等駐車場の管理・運営方針」において、「駐車スペースは基本的に平置き利用」と位置付けています。これを踏まえ、自転車ラックの設置によらない機械管理を前提として検討した結果、ゲートシステムによる管理が妥当と考えております。
24	—							管理運営	利用料金について、現在市では学生の一時利用料金が一般の半分となっていますが、ゲートシステムを使用し、かつ昼間の時間地には人を置かないような運営形態をとる場合、利用者が一般か学生かを見分けることは困難であると考えられます。学生の一時利用料金は廃止する前提で構わないでしょうか。	学生の一時利用料金は継続します。ご指摘のように、ゲートシステムなどの機械管理では無人時間帯における一般・学生の識別は困難であるため、学生料金での一時利用券の発行は、有人時間帯に限るものとします。 なお学生料金での回数券の発行・利用については、No.26をご参照下さい。
25	—							管理運営	東久留米市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第12条3)において、一時利用者に対する減免の規定がありますが、これは、本事業で整備する施設にも適用されるのでしょうか。	ゲートシステムなどの機械管理による一時利用者に対する減免は、有人時間帯に限るものとします。 回数券の発行・利用についてはNo.24、No.26をご参照下さい。
26	—							管理運営	市HPによると、現在市営西第9一時利用駐車場においては、回数券を発行しているとの記載です。これは、再整備後の自転車駐車場では使用できないとの認識でよろしいですか。	回数券の発行・利用は継続します。本施設における回数券の発行は、一般は24時間可能、学生は有人時間帯に限るものとし、利用は一般・学生とも24時間可能として下さい。 事業期間以前に本市が発行した発行済みの回数券(紙)は、本施設においてそのまま利用することは不可とし、有人時間帯において、機械管理に対応した回数券(磁気カード・ICカード等事業者の任意の仕様)へ、残り枚数に応じて交換していただきます。交換後の回数券は24時間利用可能として下さい。

実施方針(案) 質問への回答

No	頁	1	1-1	1	1)	①	A)	項目等	質問内容	回答
27	—							管理運営	市HPにある、令和2年度自転車等駐車場利用登録申請要領の記載によると、定期利用の年間利用料については、利用解除の翌日分以降については還付とあります。この計算方法を教えてください。	計算方法は以下の通りです。 還付する金額＝年間使用料－{(年間使用料/365) × 使用解除日までの経過日数}

実施方針(案) 意見への回答

No	頁	1	1-1	1	1	①	A)	項目等	意見内容	回答
1	4	1	1-1	(7)				事業予定地	西10の解体後の利用について、市としての目論見があればご教示ください。あるいは民間からの提案は可能でしょうか。	前段:民間からの借地ですので、解体後は土地所有者へお返しします。 後段:前段の通りですので、廃止後の用地の活用に関するご提案は本市では受け付けません。
2	7	1	1-1	(14)				使用料徴収	一定額までの使用料を民間収入とし、その分サービス対価部分を削減することは可能でしょうか。運営に関する民間受託部分を定額とするのではなく、民間努力により駐輪場の利用促進、放置自転車の削減を進め、またそれに伴って民間の収入が増えるとした方が民間の意欲向上につながると考えます。また、管理の一部自動化等、民間主導によるコスト削減にもつながります。	本事業はサービス購入型の事業形態を前提としておりますので、これを踏まえてご提案下さい。
3	8	1	1-1	(16)	2)			施設占用料	地元住民の利便性と市の公共性の向上を考慮した施設の場合、施設占用料の減免は考慮いただけますでしょうか。例えば、宅配ロッカーによる宅配便の受取、ソーラー発電を利用した電動自転車や携帯電話の充電施設など、収益性が低い、あるいは無料で提供する事業が該当するかと思われます。	付帯事業の内容による、施設占用料の減免はございません。
4	17	2	2-3	3				参加資格	本事業に参加する者は、経営財務状況が安定している事が第一条件だと考えます。この点を踏まえた参加資格要件の設定をご検討御願います。	ご意見として承ります。
5	22		2-5					審査及び選定に関する事項	提案型の公募の場合、審査に「プレゼンテーション」を行う自治体が多くあります。書類上の提案審査で不明な点があった場合、プレゼンテーションの時に質疑を行うというものです。事業者の選定に、書類審査+プレゼンテーションというのが、より適正な審査が行えると考えます。	提案に係るプレゼンテーションの実施有無については、入札公告時に提示します。
6	25	4	4-1	(2)				本施設の要件	地上3階+半地下1階ですと、屋根付き屋上を含めた場合、4層5段になると推察されます。地上2階+半地下1階+屋上(屋根付き)という認識でしょうか。階層については、北側斜線の問題もあるため、概要設計時点で階段状建物になることも予想され、収容台数を指定の上、ある程度、民間提案とさせていただいた方が効率的な提案が可能となると思われます。	前段:最上部は屋根であり、駐車のための床としない想定です。階層イメージは、閲覧資料(設・建)4-2_基本設計図の断面図を参照ください。 後段:実施方針、設計・建設及び工事監理業務に係る要求水準書(案)に示す本施設の施設要件を満たしていただければ、形式・階層を除き、建物の形状等は事業者の提案によります。
7	25	4	4-1	(2)				本施設の要件	設備概要に規定された内容に関し、各設備の台数や、自転車ラックの設置等は、施設内の動線、出入口の設定等により変わって参ります。台数および自転車ラックについては、民間提案とさせていただければ、効率の利便性、安全性に最大限配慮したご提案が可能となるかと思われます。	自転車ラックの設置は原則不可ですが、設計・建設及び工事監理業務に係る要求水準書(案)p.24に示す通り、敷地条件の制約等により、平置き利用では整備目標台数を確保できない場合は、収容効率の高いラック(二段ラック及び垂直昇降式ラックを除く)の配置も可能としております。 なお、ラックを配置する場合にも、その台数は必要最小限として下さい。(全ての収容台数をラック対応とすることは不可) 各設備の台数等については、提示する機器・駐輪システムと同様の管理・運営が可能な機器・駐輪システムをご提案いただける場合には、この限りではありません。

要求水準書(案) 質問への回答

No	種別	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
1	設計建設	5	1	4	5					事業スケジュール	西10及び東2は、本事業の入札とは別に扱われるという認識で正しいでしょうか。あるいは入札に含み、契約のみ年度ごとの更新となるという認識でしょうか。後者の場合、借地契約の更新ができなかった場合、サービス対価はどのようになるかを合わせてご教示ください。	前段：本事業の入札に含み、年度ごとの更新とすることを想定しています。 後段：借地契約の更新は原則年度ごとを想定しており、更新ができなかった場合には、次年度以降の業務は行わず、サービス対価の支払いもございません。なお、年度途中で借地契約が解除となった場合には、次年度以降の業務は行わず、当該年度のサービス対価の支払いは本市との協議のうえ決定します。詳細は、入札公告時に提示します。
2	設計建設	7	1	4	7					その他	地元企業の参加に関し、コレクティブインパクトリストのようなものは作成・開示されますでしょうか。あるいは提案事業者の自主的な選定によるものとなりますでしょうか。	前段：作成・開示の予定はありません。 後段：お見込みの通りです。
3	設計建設	15	2	1	3	3)				表2-1施設要件	西1、西2駐輪場では、防犯カメラの台数が記載されておりますが、この台数は厳守しなければならない要件ですか。その場合、各駐輪場の防犯カメラ設置計画内容を参考までにご教示御願います。	前段：防犯カメラの設置台数は必須として下さい。 後段：事業者でご提案下さい。なお、施設イメージは、閲覧資料(設・建)4-2基本設計図をご参照ください。
4	設計建設	18	2	2	1	3			ii)	管理人室	防犯カメラは西1及び西2がモニターできるような設備とするという認識で正しいでしょうか。また、その他の駐輪場の防犯カメラ及びモニターが現在どのようになっているか内容を開示いただけますでしょうか。現在の状況によっては意見シートに記載の内容への変更も企図しています。	前段：西1・西2に導入する防犯カメラは本施設(西1及び西2)内での利用を想定し、施設外(コールセンター及び警備会社等)への映像提供は不可とします。 後段：防犯カメラ及びモニターの現在の設置状況は以下の通りです。 ・自転車等駐輪場：設置なし(防犯カメラ・モニターとも) ・集積所：敷地内に防犯カメラ3台、事務所内にモニター1台を設置(数日分を自動録画)
5	設計建設	18	2	2	1	4			ii)	倉庫	各種設備の盤等の収容とは何を意味しているかご教示ください。また、倉庫の収蔵品の内容(運営・維持管理に必要な清掃用具等以外で、市で企図されている防災備品等があれば)、及び広さ目安をご教示ください。(電源や照明等の制御盤については、操作がしやすいように、また常時確認できるように、倉庫ではなく管理人の執務室に設置することを前提としています)。	前段：西2に設置する倉庫での「各種設備の盤等の収容」は、建築設備の盤等を想定しています。 後段：倉庫の収蔵品としては、備品リスト以外の物品は想定していません。防災備品や倉庫の広さ等は、事業者でご提案下さい。
6	設計建設	20	2	2	1	5	1)			電気設備	電灯・動力の引き込みは、西1、西2別々でよろしいでしょうか。あるいは西1に引き込み、管理人室を経由しそこから西2へ配線する必要があるでしょうか。後者の場合、公共配管の中に専用線を通す可能性があります。	電灯・動力の引き込みは、西1、西2別々で問題ございません。
7	設計建設	21	2	2	1	5	1)	エ	vii)	電灯コンセント設備	街灯は当該敷地内に設置するという認識で正しいでしょうか。あるいは敷地外の道路上等の公共部分へ設置する予定でしょうか。	お見込みの通りです。(街灯は敷地内に設置して下さい)
8	設計建設									閲覧資料4-1.4-2	閲覧資料にて平成30年度自転車等駐輪場都市計画事業認可申請図書作成等支援業務委託に関連した民間事業者は有利となる為、本事業の参加資格はない認識で宜しいでしょうか。参加資格があれば公平性がないと思われれます。	当該業務の報告書等を公表しておりますので、公平性は確保されていると考えております。
9	維持運営	6	1	4		1					維持管理・運営管理委託契約書に定める額をサービスの対価として市から支払うとありますが、委託契約費の上限をご開示いただけますでしょうか。	予定価格は入札公告時に提示する予定ですが、業務ごとの内訳は提示しない予定です。
10	維持管理	8	1	4	6					セルフモニタリング	業務水準を達成しているか否かの基準は提案時においては事業者の主観で提案との認識でよろしいでしょうか。	提案時(入札時)には、要求水準を満たして頂いていることを確認する提案書様式をご提出いただく予定です。実際に業務を実施される段階で要求水準を満たさない場合には契約不適合となりますので、契約に適合するよう(要求水準を満たすよう)に、業務を遂行して下さい。
11	維持管理	17	1	9	4					放置禁止区域 集積所の概要	今後、放置禁止区域の拡大を行う予定・方針は御座いますでしょうか。また、集積所の移転等の予定・方針は現段階で御座いますでしょうか。	前段：放置禁止区域拡大の予定・方針はございません。 後段：集積所移転等の予定・方針はございません。
12	維持管理	19	1	9	7					施設の使用料	一定の者に対する料金の割引・減免の規定が御座いますが、該当者の確認については、学生証や身障者手帳の確認等でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
13	維持運営	19	1	9	7					施設の使用料	使用料は消費税込みの金額という認識で正しいでしょうか。	使用料には消費税を含みます。

要求水準書(案) 質問への回答

No	種別	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
14	維持運営	20	1	8						表1-14	過去5年間の平均ではなく、年度毎の利用台数及び使用料収入をご開示いただけますでしょうか。	現行の施設運営状況となった平成28年度より5年間の利用台数及び使用料収入を、「資料8(維・運)市営自転車等駐車場に係る歳入額一覧表」「資料10(維・運)市営自転車等駐車場利用者数一覧表」に示します。
15	維持運営	21	1	8						表1-14	新型コロナウイルス感染症の影響状況がわかるよう、今年度の月別利用台数及び使用料収入をご開示いただけますでしょうか。	今年度の月別利用台数(一時利用)及び歳入額を、「資料9(維・運)令和2年度市営一時利用自転車等駐車場に係る駐車台数及び歳入額」に示します。なお、定期利用については、東2を除き満車であるため、割愛します。
16	維持運営	21	1	9						表1-15	申請者が契約者の数を上回る施設については、抽選が行われたということによろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
17	維持運営	23	1	9	8					放置撤去実績	図1-7の平成30年度は大きく台数減となっておりますが、要因は何でしょうか。	放置自転車対策として、道路上(東久留米駅前ロータリーの歩道)への駐車抑制として試験的にカラーコーン等を設置したこと等が要因と考えられます。
18	維持運営	24								表1-8	撤去盗難届が出ており未徴収とありますが、撤去盗難届が出された場合は代金徴収はされていないということでしょうか。仕組みをご教えてください。	お見込みの通りです。(撤去日の前日までに盗難届が出された場合は撤去料を徴収しておりません)
19	維持管理	28	2	1	7	8				その他	主たる部分とはどの程度を指すのでしょうか。例えば、放置自転車等対応業務を全て第三者に再委託する場合は主たる部分の再委託として不可となるのでしょうか。	前段:運営業務を総合的かつ統括的に実施する上での業務のマネジメントを主たる部分として想定しています。また、各業務の業務責任者は、代表企業・構成企業から配置して下さい。後段:運営業務の業務責任者を代表企業・構成企業から配置する場合において、協力企業から各業務従事者を配置することは妨げません。
20	維持管理	40	3	1	6					本施設における定期利用の取り扱い	仮に定期申請のみで本施設の収容台数に達した場合、定期解約があるまで一時利用に供する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
21	維持管理	41	3	1	8	6			i	緊急時の対応	簡易な薬品とは消毒液等の応急手当品を指し、処方箋等の医薬品を含みませんか。また、貴市では具体的にどのような物を想定しているのかご教授頂けませんでしょうか。	前段:お見込みの通りです。(応急手当品を想定しています)後段:事業者の提案によります。
22	維持管理	43	3	3	1	1			i	管理人の常駐時間	管理人の常駐時間に指定が御座いますが、管理人が指定時間帯に施設内のトラブル対応を行うため一時的に管理人室を不在とする場合でも施設に常駐しているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
23	維持運営	43	3	3	1	1			vii)	全体管理業務	高齢者や障がい者の円滑な利用に十分配慮と記載されていますが、エレベーターの設置は不要という認識でよろしいでしょうか。	必須とはしておりません。事業者でご提案下さい。
24	維持管理	44	3	3	1	3			iii	利用台数の報告	現在、常駐員から報告している時間帯を開示頂けませんでしょうか。	15~16時です。
25	維持管理	45	3	3	2				iii	減免対応	定期利用者が定期券を紛失し、出庫出来ない場合等については減免対象者として扱ってよろしいでしょうか。	減免対象者として取り扱うかどうかは個別の状況・理由によりますので、取り扱いについては一意に回答できません。
26	維持運営	45	3	3	2					料金徴収代行業務	利用者からの領収書請求(レシート発行)については、事業者は徴収を代行しているという立場上、貴市名での領収発行となるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
27	維持運営	45	3								「3.定期利用登録申請受付及び抽選業務」についてご質問します。 i)からx)までの手順が記載されている一連の募集・受付・審査業務については、現在、市のホームページにて自転車等駐車場の登録申請の受付を行っている「東京都共同電子申請・届出サービス」とは別の仕組みと考えてよろしいでしょうか。 また、電子申請サービスについては、東第2と西第9を受託会社が運営する上で、引き続き市の管理のもと年間登録制度を継続されるのでしょうか。	前段:お見込みの通りです。後段:東2及び西10の定期利用登録受付及び抽選も、これ以外の施設利用者の受付・抽選業務と一体的に行っていただきます。(東京都共同電子申請・届出サービスによる受付は継続しません)
28	維持運営	48		5	3	1			i)	撤去業務	現在行われている撤去作業実施時の撤去業務従事者の人数をご教えてください。	現状の人員配置を、「資料11(維・運)各業務における現状の人員配置」に示します。なお、この人員配置(人数含む)は、本市が仕様書で定めたものではなく、現業務受託者の提案によるものです。

要求水準書(案) 質問への回答

No	種別	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
29	維持運営	48		5	3	1			iii)	撤去業務	50ccを超え、125cc以下の原付(道路運送車両法)については、撤去を行わないという認識で正しいでしょうか。	お見込みの通りです。
30	維持運営	49		5	3	1			viii)	撤去業務	搬送車について、現在利用されているトラック等の概要をご教示ください。	搬送車は本市の保有車両ではなく、業務委託者が準備して業務を実施しております。
31	維持運営	49		5	3	1				撤去業務	撤去業務において、現状使用しているシステムがあれば、どのようなシステムを使用しているか、また、管理方法を教えてください。システムを使用していない場合も、管理方法を教えてください。システムを使用している場合は、そのまま使用できるのでしょうか。	前段:撤去業務において、特定のシステムは使用しておりません。 後段:撤去及び返還業務については以下の流れで実施しております。 (警告→撤去、移送及び台帳作成→防犯登録番号等を市へ通知→市より警視庁田無警察署に所有者の照会→照会結果を返還業務従事者へ提供→返還業務従事者より自転車等所有者へ通知→返還) なお、業務内容の詳細については、「資料12(維・運)市営自転車等駐車場運営及び放置自転車等対策業務に係る業務委託仕様書」に示します。
32	維持運営	49		5	3	1			iv)	搬送業務	放置禁止区域外に放置された原付の移動等に関して、実施する範囲をご教示ください。	放置自転車等対策業務は放置禁止区域外を対象としません。 本件については、要求水準書を更新しております。
33	維持運営	49	4								「4.放置自転車等返還業務」についてご質問します。 集積所での保管台帳の管理について、クラウドサービスを活用したシステム化のご提案をした場合、自転車所有者の個人情報は外部委託するデータセンターのサーバーにて管理することになります。市の条例上または要綱等、自転車所有者の個人情報を外部に出すことは可能でしょうか。または審議会を通じて可能になることはありませんでしょうか。	放置自転車等返還業務に係る自転車所有者の個人情報は、クラウド化による管理以外の管理方法として下さい。
34	維持管理	47	3	5	1				ii	放置自転車の報告	現在、常駐員から報告している時間帯を開示頂けませんでしょうか。	15～16時です。
35	維持管理	48	3	5	2	1			i	放置自転車対応業務	指定時間帯に常駐するとの指定が御座いますが、この常駐とは放置禁止区域の巡回の趣旨を含むものでしょうか。	放置自転車対応業務の実施場所は、放置禁止区域全域ではなく、西口、東口、北口のロータリーを想定しています。放置禁止区域全域の巡回は、「放置自転車等撤去業務」で行っていただきます。
36	維持管理	48	3	5	2	1			i	放置自転車対応業務	現在の整理員の人数・シフト表を開示頂けませんでしょうか。また、同様に放置自転車撤去業務及び放置自転車返還業務を行う従事者の人数・シフト表を開示頂けませんでしょうか。	整理員等の現状の人員配置及びシフトを、「資料11(維・運)各業務における現状の人員配置」に示します。なお、この人員配置(人数含む)は、本市が仕様書で定めたものではなく、現業務受託者の提案によるものです。
37	維持管理	48	3	5	3	2			ii	警告札	放置自転車の撤去については発見時即座には行わず、警告札の貼付後、一定の期間経過後でよろしいでしょうか。仮に現在一定期間のマーヅンを取っているのであれば、当該一定期間の日数を開示ください。	前段:お見込みの通りです。 後段:現状は3時間程度としています。
38	維持管理	49	3	5	3	2				搬送業務	当該搬送業務を行う者(事業者自らまたは再委託先)については、産業廃棄物収集運搬業・運送業等の許可取得が必要になりますでしょうか。	搬送業務を行うにあたっての産業廃棄物収集運搬業・運送業等の許可取得は不要です。
39	維持運営	47～51		5						放置自転車等対策業務について	放置自転車等の対策業務、撤去業務及び返還業務について、各業務の過去3年間(平成30年度、令和元年度及び令和2年度)の貴市の予算額及び決算額並びに委託業務仕様書について開示いただくことは可能でしょうか。	現行の施設運営状況となった平成28年度より5年間の歳出額・歳入額を、「資料7(維・運)市営自転車等に係る歳出額一覧」「資料8(維・運)市営自転車等駐車場に係る歳入額一覧表」に、業務委託仕様書を、「資料12(維・運)市営自転車等駐車場運営及び放置自転車等対策業務に係る業務委託仕様書」に示します。
40	資料(維・運)5									備品リスト	西1に記載された各備品の価格、金額は定価でしょうか。実際の購入価格と異なる場合の資産計上方法をご教示ください。	備品リストの参考価格はあくまで参考です。事業者が調達できる価格で提案してください。

要求水準書(案) 意見への回答

No	種別	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	意見内容	回答
1	設計 建設	18	2	2	1	(1)				管理人室	継続利用を含む全ての駐車場の防犯カメラを西1の管理人室でモニターできるようにし、管理にかかる経費を削減する提案は可能でしょうか。	可能です。なお、集積所を除き、既設の防犯カメラはございません。